

志津川都市計画土地地区画整理事業の決定 〔南三陸町復興整備計画（南三陸町決定）〕

都市計画志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業を次のように決定する。

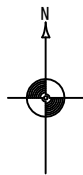
名 称		志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業				
面 積		約 6 0 . 2 h a				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名 称	幅員	延 長	備 考
		幹線道路	3・4・1 水尻橋新井田線 (国道 4 5 号)	17m	約 1,430m	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線道路	3・4・2 五日町御前下線 (国道 3 9 8 号)	16m	約 510m	
	幹線道路を軸に県道と幅員 10m～12m 道路の補助幹線道路を土地利用計画の構成軸として配置すると共に、区画道路と歩行者専用道路を配置して交通環境の改善を進め、健全かつ機能的な市街地形成を図る。					
配 置	公園及び緑地	街区公園を誘致距離等に配慮しながら配置し、地区面積の 3 % 以上を確保する。なお、志津川小中学校の狭間に位置する地区北西部に運動公園を設置する。				
	その他の 公共施設	地区南側に防潮堤を設置する。また 2 級河川新井田川両岸及び 2 級河川八幡川左岸に堤防を配置する。 上水道は、道路計画に併せて上水道管を敷設し、全宅地に供給するよう計画する。雨水排水は道路側溝により、地区両側の河川に放流する。また、汚水は各戸別、合併浄化槽による処理ののち道路側溝等により河川に放流する。				
宅 地 の 整 備		地区全域を非可住地とし、地盤の嵩上げによる津波被害の低減を図るとともに、高台への避難路を配置することで安全・安心のまちを創出する。非可住地については地区北部に農業・水産ゾーン、志津川漁港に隣接して水産業ゾーン、新井田川に隣接した地区東部に産業ゾーンを配置するとともに、国道 4 5 号沿線を中心とした地区中央に観光・商業ゾーンを計画して賑わいを創出する。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、南三陸町の中心市街地で住宅をはじめ商業、水産業、公共施設等が集積していたが、東日本大震災での津波により壊滅的な被害を受けた地区である。

「南三陸町復興整備計画」において、本地区の産業用地の再生を図るとともに、これまで以上の賑わいと活力の創出を目指す地区として位置づけられていることから、早急に市街地の総合的な整備を進めるため、本案ように決定するものである。



志津川都市計画被災市街地復興土地地区画整理事業
総 括 図

名称	志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業
面積	約 60.2ha

凡 例	
	被災市街地 復興土地地区画整理事業

名 称	決定変更年月日・告示番号	摘 要
都市計画区域	昭和42年6月11日(当初告示第2,823号) 昭和42年9月6日(変更)建設省告示第2,823号	面積3,771ha 面積3,900ha
都市計画街路	昭和48年11月24日 宮城県告示第1122号 昭和48年11月24日 志津川町告示第29号 昭和57年7月30日 宮城県告示第862号 昭和57年7月30日 志津川町告示第22号	名称変更
用 途 地 域	昭和59年3月6日 建設省告示第4,434号 平成7年11月27日 志津川町告示第30号	面積175.7ha 面積175.7ha

(都市計画街路)	街 路 名 称	巾員(≡)	延長(≡)	摘 要
3・4・1	水尻橋・新井田線	16	1,980	国道45号
3・4・2	汐見・通館前線	16	620	
3・4・3	駅前・みなと線	16	800	起点附近1,900㎡の駅前広場
3・5・4	松原・大森線	12	1,210	一部県道・清水浜・志津川港線
3・5・5	汐見・門前線	12	1,100	鉄道と立体交差1ヶ所 県道志津川登米線
3・5・6	八幡橋・御前下線	12	1,630	国道398号
3・5・7	松原・塩入線	12	240	
3・5・8	東橋・みなと線	12	360	
3・5・9	魚市場線	12	70	

〔公園・緑地〕					
番 号	名 称	位 置	面 積	種 別	年月日・告示番号
公園1	本浜公園	本吉郡志津川町十日町110	0.09ha	児童公園	昭和41・12・20 建設第4049号
〃 2	松原公園	本吉郡志津川町汐見町120	2.30ha	近隣公園	昭和46・8・24 県告示第792号
〃 3	東山公園	本吉郡志津川町天立山及び大森	0.38ha	児童公園	昭和49・11・19 町告示第37号
緑地1	上の山	志津川町上の山	0.50ha	都市緑地	昭和59・7・10 町告示第14号

〔区画整理〕					
名 称	事業認可年月日	着手年月日	完了年月日	施行面積	摘 要
志津川災害復興土地地区画整理事業	昭和44年12月26日	昭和15年10月1日	昭和29年12月換地処分完了	7.1ha	昭和12・5・4火災
志津川復興土地地区画整理事業	昭和35年7月21日	昭和35年8月1日	昭和44年7月換地処分完了	28.3ha	昭和35・5・24チリ地震津波

凡 例	
	都 市 計 画 区 域
	用 途 地 域 界
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	都 市 計 画 道 路
	公 園 ・ 緑 地
	土地地区画整理事業区域
	駅 前 広 場

1:10,000

0 100 500 1000

志津川都市計画被災市街地復興土地地区画整理事業
計 画 図

名称	志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業
面積	約 60.2ha

境界番号	境界種類	備 考
1 ～ 2	筆 界	
2 ～ 3	道路端(道路含む)	
3 ～ 4	見 通 し	座標参考
4 ～ 5	筆 界	
5 ～ 6	筆 界	
6 ～ 7	道路端(道路含む)	
7 ～ 8	筆 界	
8 ～ 9	道路端(道路含む)	
9 ～ 10	見 通 し	道路の横断 座標参考
10 ～ 11	道路端(道路含まない)	
11 ～ 12	筆 界	
12 ～ 13	道路端(道路含む)	
13 ～ 14	見 通 し	道路の横断
14 ～ 15	道路端(道路含む)	
15 ～ 16	筆 界	
16 ～ 17	見 通 し	道路の横断
17 ～ 18	道路端(道路含む)	
18 ～ 19	筆 界	
19 ～ 20	道路端(道路含む)	
20 ～ 21	筆 界	
21 ～ 22	筆 界	
22 ～ 23	筆 界	
23 ～ 24	道路端(道路含む)	
24 ～ 25	筆 界	
25 ～ 26	見 通 し	道路の横断
26 ～ 27	筆 界	
27 ～ 28	道路端(道路含む)	
28 ～ 29	都市計画道路端 (道路含む)	
29 ～ 30	見 通 し	道路の横断
30 ～ 31	筆 界	
31 ～ 32	見 通 し	河川の横断
32 ～ 33	筆 界	
33 ～ 34	道路端(道路含む)	
34 ～ 35	筆 界	
35 ～ 36	見 通 し	道路の横断
36 ～ 37	見 通 し	
37 ～ 38	筆 界	
38 ～ 39	見 通 し	
39 ～ 40	筆 界	
40 ～ 41	道路端(道路含む)	
41 ～ 42	筆 界	
42 ～ 43	見 通 し	道路の横断
43 ～ 44	筆 界	
44 ～ 45	見 通 し	道路の横断
45 ～ 46	道路端(道路含む)	
46 ～ 47	筆 界	
47 ～ 48	見 通 し	道路の横断
48 ～ 49	道路端(道路含まない)	
49 ～ 50	筆 界	
50 ～ 51	道路端(道路含む)	
51 ～ 52	筆 界	
52 ～ 53	道路端(道路含む)	
53 ～ 54	見 通 し	道路の横断
54 ～ 55	道路端(道路含む)	
55 ～ 56	見 通 し	道路の横断
56 ～ 57	道路端(道路含む)	
57 ～ 58	見 通 し	道路の横断
58 ～ 59	道路端(道路含む)	
59 ～ 60	字 界	
60 ～ 61	用途地域界	
61 ～ 62	筆 界	
62 ～ 63	見 通 し	道路の横断
63 ～ 64	河川端(河川含まない)	
64 ～ 65	用途地域界	
65 ～ 66	水門端(水門含む)	
66 ～ 67	河川端(河川含む)	
67 ～ 68	筆 界	
68 ～ 69	見 通 し	道路の横断
69 ～ 70	筆 界	
70 ～ 71	字 界	
71 ～ 72	道路端(道路含まない)	
72 ～ 73	見 通 し	道路の横断
73 ～ 74	筆 界	
74 ～ 75	見 通 し	道路の横断
75 ～ 1	河川端(河川含まない)	

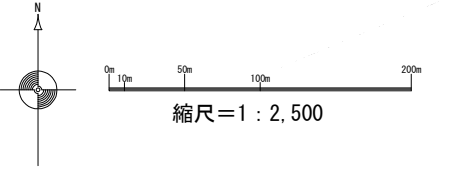
番 号	座 標 値	
	X座標	Y座標
3	-145805.3352	53243.2542
9	-146221.5750	53408.2718
10	-146224.3653	53411.8680

～ 凡 例 ～

 :被災市街地復興
土地地区画整理事業

 1～75 : 境界番号

N



縮尺=1 : 2,500